政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の暫定措置の見直しについて（案）

資料3－1

- 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下「ISMAP」という。）は、**各政府機関等がそれぞれ独自に安全性を確認する非効率を低減し、信頼できるクラウドサービスの利用を促進するため**、各政府機関等がクラウドサービスを調達する際、ISMAPクラウドサービスリストに登録されたサービスから調達することを原則とする制度である。
- ISMAP発足時の措置として、利用するクラウドサービスが登録されておらず、**制度の原則利用を実施することができない場合の暫定措置期間を設定**し、**当該期間中にクラウドサービスが申請されることを前提として、各政府機関等の責任において利用を継続する**こととした。
- 上記の**暫定措置期間が期限を迎える**に当たり、クラウドサービスの登録申請の状況や各政府機関等におけるニーズを踏まえつつ、制度の利用推進の観点から、**従来の暫定措置期間は終了とし、真にやむを得ないケースを対象に縮小した新規の暫定措置期間を設定する**。

●従来の暫定措置期間の枠組み　：期限をもって廃止とする

①ISMAPがクラウドサービスの申請受付を開始した令和２年10月１日時点で既に各政府機関等においてクラウドサービスを利用中であって、当該クラウドサービスが、令和３年９月30日までの暫定措置期間中にISMAPへの申請が見込まれている場合。

→ ①**令和３年９月30日期限にて、暫定措置終了**

②ISMAPがクラウドサービスの申請受付を開始した令和２年10月１日以降、利用予定としていたクラウドサービスであって、開発環境の構築・結合テストの実施・運用開始等、実際にサービスの利用を開始した時点から１年以内にISMAPへの申請が見込まれている場合。

→ ②**令和４年３月31日期限**注**にて、暫定措置終了**
（注）サービス利用開始時点は、サービスリストの公開が開始されたことを踏まえ、令和3年4月１日を起点とする。

●新規の暫定措置期間の枠組み　：真にやむを得ないケースに限定

類型①

①**ISMAP登録クラウドサービスへの移行に時間を要する場合**
ⅰ　利用中又は利用予定のクラウドサービスと既に複数年の契約を結んでおり、途中で移行することが困難な場合。
ⅱ　移行の影響範囲が大きいため、移行準備に時間を要する場合。
ⅲ　既に情報システムの構築中であり、途中で見直すことが困難な場合。

→ ①**当該サービスの契約期間終了や移行期間終了まで、暫定措置期間を延長**
- 当該サービス又は移行後の代替サービスにおいて、ISMAP申請がなされる見込みであることが必要。
- 今年度中に移行計画を定めることが必要。

類型②

②**ISMAPへの申請の予定があるSaaSであって、基盤となるIaaSの登録が必要等の理由により、暫定措置期間内に間に合わない場合**

→ ②**令和５年３月31日**注**まで、暫定措置期間を延長**
（注）ISMAPにおける簡素な仕組みの検討結果を踏まえ、必要な場合は暫定措置期間の見直しを行う。

（その他）ISMAPの対象を独立行政法人及び指定法人に拡大

ISMAPの定着状況等を踏まえ、将来的に対象とするとしていた独立行政法人及び指定法人による調達について、サービスリストの公開が開始されたことや、令和３年度の統一基準群の改定によりISMAPの管理基準に沿ったクラウドサービスの選定等が記載されることを踏まえ、セキュリティポリシーの改定に要する期間を考慮し、令和４年４月１日よりISMAPの対象とする。

新規の暫定措置期間の内容（案）

類型	類型概要	新規の暫定措置期限	新規の暫定措置期間中、各政府機関等に確認を求めるセキュリティ要件	新規の暫定措置期間を利用するための要件	暫定措置見直しの理由
類型① （ISMAP登録クラウドサービスへの移行に時間を要する場合）	ⅰ　代替のサービスはあるが、利用中又は利用予定のクラウドサービスと既に複数年の契約を結んでいる場合	**契約終了まで**[注1]	各政府機関等の最高情報セキュリティ責任者の責任において、それぞれの各政府機関等で、**ISMAP管理基準におけるガバナンス基準及びマネジメント基準の全て、管理策基準のうち統制目標及び末尾にBが付された詳細管理策への適合状況を確認**し、対策状況が**不足している項目について**当該政府機関等で**適切なリスク評価を実施**。	各政府機関等は、新規の暫定措置期間を利用する場合、**利用する暫定措置の類型、契約期間のほか、移行計画、ISMAPへの申請見込み等の各要件への対応について、ISMAP運営委員会事務局が指定する様式・期限にて報告**を行う。 前倒しで暫定措置期間を終了した場合等、**報告内容に変更が生じた場合は、その都度、報告**を行う。	自らが利用するクラウドサービスと**既に複数年の契約を結んでいた場合、契約期間中に移行作業を行うことは事実上困難**であることが想定されるため。
	ⅱ　代替のサービスはあるが、移行の影響範囲が大きい場合	**移行終了まで**[注2]	同上	同上	**移行の影響範囲が大きい場合、移行作業に時間を要する**ことが想定されるため。
	ⅲ　代替のサービスはあるが、既に情報システムの構築中の場合	**現在利用しているクラウドサービスの契約終了まで**[注3]	同上	同上	クラウドサービスを**既に構築中の場合、構築期間中に見直しや移行作業を行うことは事実上困難**であることが想定されるため。
類型②	ISMAPへの申請の予定があるSaaSであって、基盤となるIaaSの登録が必要等の理由により、暫定措置期間内に間に合わない場合	**令和５年３月31日**[注4]	同上	同上	IaaS等の基盤サービスと比較し相対的に小規模な**SaaSサービスの場合**、基盤サービスの先行登録が必要となるなど、**ISMAPへ申請するまでに時間を要する**ことが想定されるため。

（注1）やむを得ない理由により契約期間が延長された場合、延長後の契約期間まで。本決定以降に複数年契約を結んだものは新規の暫定措置期間の対象外。
（注2）やむを得ない理由によりシステム移行期間が延長された場合、延長後の移行期間まで。
（注3）やむを得ない理由により契約期間が延長した場合、延長後の契約期間まで。本決定以降に構築に着手したものは新規の暫定措置期間の対象外。
（注4）ISMAPにおいては、よりリスクの小さい情報システムが利用するクラウドサービスを対象として、簡素な仕組みの検討を予定しており、本パターンについては、その検討結果を踏まえ、必要な場合は暫定措置期間の見直しを行う。

新規の暫定措置期間の適用スケジュール（案）

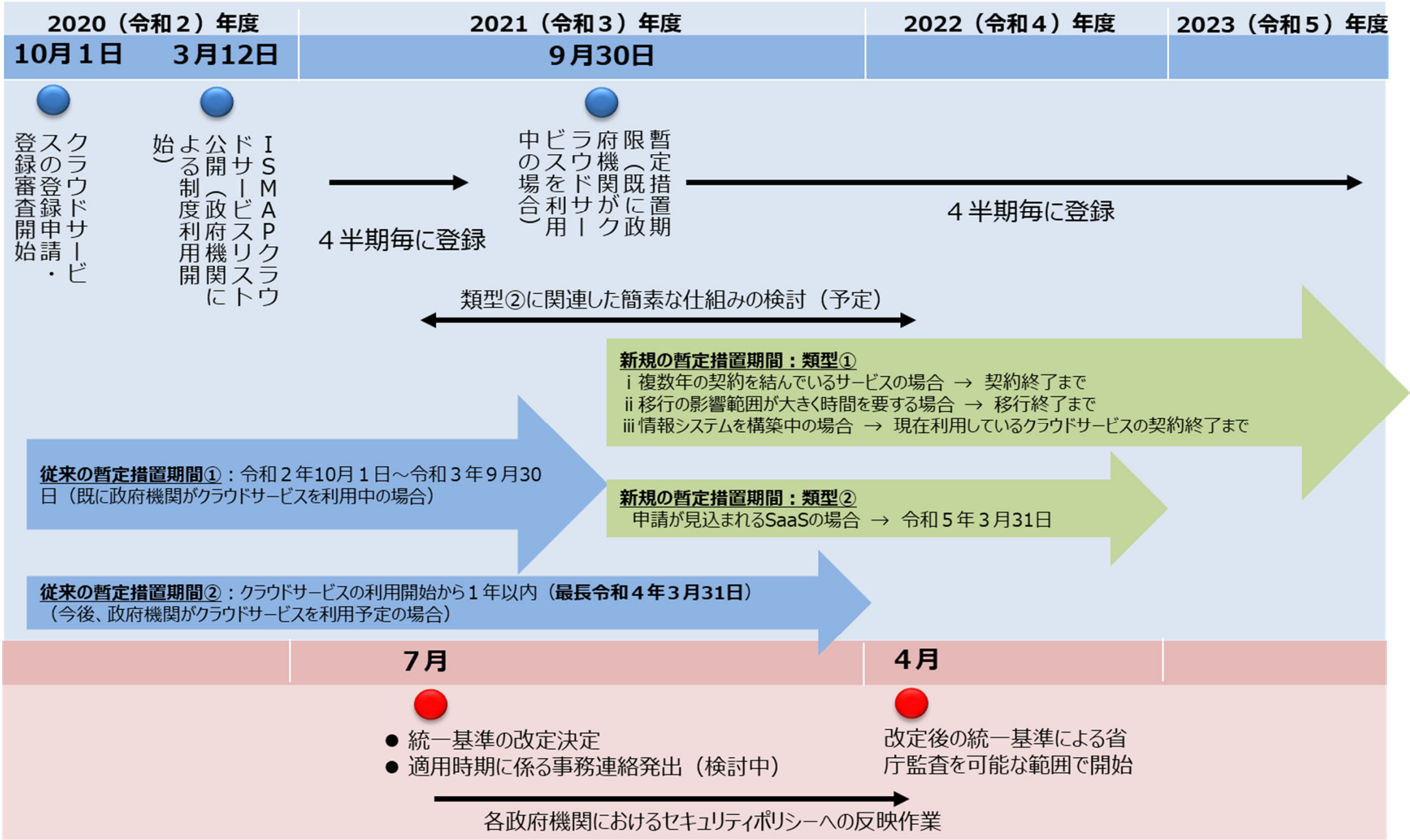

【参考】申請者・登録サービス一覧

- 登録申請のあったクラウドサービス（１４件）について、本制度の最高意思決定機関であるISMAP運営委員会において審議を行い、登録・公開を行っている。

No.	クラウドサービス名	申請者	登録日
1	OpenCanvas (IaaS)	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	2021年３月12日
2	FUJITSU Hybrid IT Service FJcloud	富士通株式会社	2021年３月12日
3	Apigee Edge	Google LLC	2021年３月12日
4	Google Cloud Platform	Google LLC	2021年３月12日
5	Google Workspace	Google LLC	2021年３月12日
6	Salesforce Services	株式会社セールスフォース・ドットコム	2021年３月12日
7	Heroku Services	株式会社セールスフォース・ドットコム	2021年３月12日
8	Amazon Web Services	Amazon Web Services, Inc.	2021年３月12日
9	NEC Cloud IaaS	日本電気株式会社	2021年３月12日
10	KDDIクラウドプラットフォームサービス	KDDI株式会社	2021年３月12日
11	Oracle Cloud Infrastructure	Oracle Corporation	2021年６月22日
12	Microsoft Azure, Dynamics 365, and Other Online Services	日本マイクロソフト株式会社	2021年６月22日
13	Microsoft Office 365	日本マイクロソフト株式会社	2021年６月22日
14	エンタープライズクラウドサービス／エンタープライズクラウドサービス Ｇ２／フェデレ―テッドポータルサービス	株式会社日立製作所	2021年６月22日

（出典）ISMAPポータルサイト：https://www.ismap.go.jp/csm?id=cloud_service_list

【参考】政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）の基本的流れ

- 本制度の基本的な枠組みは、**国際標準等を踏まえて策定した基準**に基づき、各基準が適切に実施されているか**監査するプロセスを経て、クラウドサービスを登録する制度**。
- **各政府機関は**、原則、安全性が評価され**「登録簿」に掲載されたサービスから調達**。

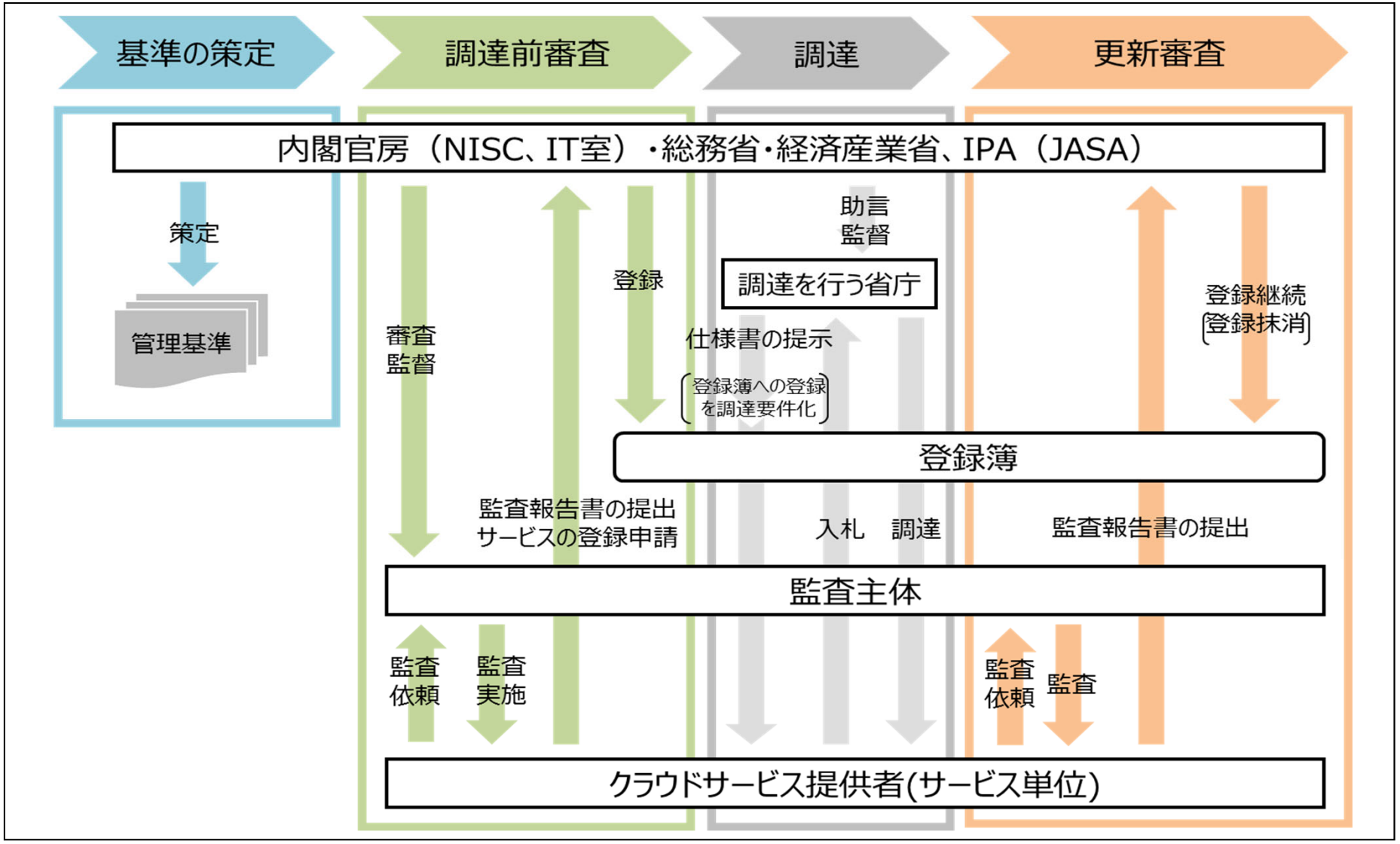

【参考】クラウドサービス調達時のデータ保存場所の考え方について

- 各政府機関等がクラウドサービスの調達を行う場合は、ISMAPの原則利用により、信頼できるサービスの利用を行いつつ、「**政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針**」や、「**政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群**」に基づき、**利用者自らが情報セキュリティに係るリスクを適切に把握した上で、利用者データの保存場所の検討を行うことが必要**である。

政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針（令和３年３月30日　各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）

３.３　Step1:SaaS（パブリック・クラウド）の利用検討と利用方針
1）クラウドサービスの選定
（4）クラウドサービスに保存される利用者データの可用性の観点から、**我が国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンタと我が国に裁判管轄権があるクラウドサービスを採用候補とするものとする**。ただし、データの保存性、災害対策等からバックアップ用のデータセンタが海外にあることが望ましい場合、又は争訟リスク等を踏まえ海外にあることが特に問題ないと認められる場合はこの限りではない。

政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成30年７月25日）

4.1.4　クラウドサービスの利用
遵守事項
（１）クラウドサービスの利用における対策
（b）情報システムセキュリティ責任者は、**クラウドサービスで取り扱われる情報に対して国内法以外の法令が適用されるリスクを評価して委託先を選定**し、必要に応じて委託事業の実施場所及び契約に定める準拠法・裁判管轄を指定すること。

ISMAPクラウドサービスリストに掲載し、各政府機関等に提供する情報（ISMAPクラウドサービス登録規則（抜粋））

3.4 申請者は、言明書に記載の内容に加えて以下の情報を ISMAP 運営委員会に提供しなければならない。
(1) 申請時点における申請者の資本関係及び役員等の情報
(2) クラウドサービスで**取り扱われる情報に対して国内法以外の法令が適用され、調達府省庁等が意図しないまま当該調達府省庁等の管理する情報にアクセスされ又は処理されるリスクについて、ISMAP 運営委員会及び当該省庁等がリスク評価を行うために必要な情報**
(3) 契約に定める準拠法・裁判管轄に関する情報
(4) ペネトレーションテストや脆弱性診断等の第三者による検査の実施状況と受入に関する情報
7.5 ISMAP クラウドサービスリストには、以下の項目を掲載する。
(6) 言明の対象範囲※（※ユーザーが選択できるリージョンの記載を含む）
(11) 3.4 において提供する情報

【参考】ISMAPによる確認内容

- **ISMAPは、共通する一定のセキュリティ基準の実施を確認**し、**各政府機関で個々に行っていた確認を省略し効率的に調達することを可能**とする制度。

ISMAPによる確認内容

①ISMAP管理基準

- ISMAPは、国際規格や統一基準等を踏まえ、ISMAP管理基準を策定。
- **ISMAP管理基準**における統制目標とそれを達成するための手段である詳細管理策**の実装状況を第三者である監査機関が監査するプロセスを経てサービスリストに登録・公開**。

②ISMAPにおける要求事項

- ISMAP管理基準に基づく監査に加え、CSPより、国内法以外の法令が適用され、調達する政府機関等が意図しないまま**当該政府機関等の管理する情報にアクセス又は処理されるリスクに関する情報**や、**準拠法・裁判管轄権等の情報の提供**を受け、**サービスリストとともに、それらの情報を公開**。

→①②を踏まえたサービスリストの利用により、個々の政府機関等における情報セキュリティ対策の実施状況の直接確認を省略。

各政府機関等が**新規の暫定措置期間を利用する場合**、**本来必要な第三者による監査のプロセスを経ていない点やISMAPにおいて要求事項の確認がなされていない点を考慮の上**、各政府機関等は、統一基準の改定に伴う各府省庁のセキュリティポリシーの改定時期も踏まえ、自らが利用するサービスの提供事業者に対し、ISMAPの案内、周知を行い、**速やかにISMAPの原則利用が実施できるよう努める**。